第5回社会的資源あり方検討委員会

平成17年12月26日(月) 午前10時~ 千葉県庁中庁舎3階第1回会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 報告

平成16年度における児童虐待死亡事例検証について(答申)

- 3 議 題
 - (1)今後の進め方について
 - ア 中間とりまとめに対する今後の対応について
 - イ 児童虐待死亡事例検証の答申を踏まえた対応について
 - ウ 関係機関に対するヒアリングの実施について
 - エ 社会的資源の質と量について

(2) その他

次回以降(1月~3月)の日程の決定及び今後の実施体制について

4 閉 会

配布資料

- 資料1 平成16年度における児童虐待死亡事例検証について(答申)
- 資料2 千葉県における社会的資源のあり方について論点整理
- 資料3 千葉県における県立児童福祉施設(富浦学園・生実学校・乳児院)のあり方について (中間とりまとめ)
- 資料4 今後のスケジュール(案)
- 資料 5 基礎資料
- 資料6 県立児童自立支援施設のあり方に関する研究会(第5回)

(案)

資料 4

社会的資源あり方検討委員会スケジュール

時 期	社会的資源あり方の検討			
6月 6/24	社会福祉審議会児童福祉専門分科会開催 ○検討委員会の設置 ○第1回検討委員会の開催(合同委員会) ・社会的資源に関する本県の現状 ・今後のスケジュール 等			
7月 8月 8/1	○第2回検討委員会開催 ・社会的資源のあり方について ア現状と課題 イ児童福祉施設の現状と課題 県立児童福祉施設視察(富浦学園)			
8/24				
9月 9/6	○第3回検討委員会開催 ・課題に対する論点整理 (県立児童福祉施設のあり方について) 県立児童福祉施設視察(生実学校・乳児院)			
9/20	千葉県社会福祉審議会開催			
9/21	社会的養護検討部会設置			
9/30	○第4回検討委員会開催			
	(2)千葉県における県立児童福祉施設(富浦学園・生実学校・乳児院)のあり方について中間とりまとめ(案) 報告			
11/16	社会的養護検討部会 (承認)			
11/18	平成16年度における児童虐待死亡事例検証について(答申)			

時 期	社会的資源あり方の検討				
1 2月 12/26	社会的養護のグランドデザインのための検討 P T の設置・検討・今後の進め方(スケジュール等)・基礎資料の検討				
平成18年					
1月	・児童虐待死亡事例検証委員会による提言の継続検討				
2月	対会的の資源 対会的の資源 のあり方 (論点整理) 保証 (単親型ファミリーグループホームを含む) (中間とりまとめ)				
3月	ヒアリング結果等を本文に反映				
	を表現が同(栄)とりまとめ のあり方 県立児童福祉 施設のあり方				
4月	社会的養護検討部会				
5月	公表				

「今後の検討委員会及び関係機関ヒアリング実施予定表」

平成17年12月26日現在

1. 関係機関ヒアリング開催日・時間割表

1回につき3施設についてヒアリングを行う。1施設につき30分(施設側からの説明20分、質疑10分)とする。

開催日	1	2	3	4		
平成18年	13:00~13:30	13:30~14:00	14:00~14:30	14:30~15:00		
1月31日(火)	富浦学園	生実学校	乳児院	委員会内の意見交換		
中庁舎3F第1会議室						
2月17日(金) 市川児童相談所	13:00~13:30	13:30~14:00	14:00~14:30	14:30~15:00		
	児童相談所	児童相談所	先駆市	委員会内の意見交換		
			(候補市:柏市、市川市)			
2月23日(木) 中庁舎3F第1会議室	10:00~10:30	10:30~11:00	11:00~11:30	11:30~12:00		
	里親会、里親型ファミリー	県児童福祉施設協議会	児童自立援助ホーム	委員会内の意見交換		
	グループホーム					
3月 2日(木) 文書館6F	検討委員会開催(10:00~12:00)					
3月23日(木) 中庁舎3F第1会議室	検討委員会開催(15:00~17:00)					

2. ヒアリング内容(県児童福祉施設協議会、里親会・里親型ファミリーグループホーム、児童自立援助ホーム)

「千葉県における社会的資源のあり方について論点整理」に対する意見

千葉県における社会的養護体制充実のためのその他の意見

第5回社会的資源あり方検討委員会 議事録

1 日 時 平成17年12月26日(月)

10:00~12:10

2 場 所 千葉県庁中庁舎 3 階第 1 会議室

3 出席委員

岩楯委員、柏女委員、川口委員、河原委員、木ノ内委員、鈴木委員 (欠席)庄司委員、花崎委員

4 内 容

(事務局)

ただいまから、「第5回社会的資源あり方検討委員会」を開催させていただきます。

本日は、師走の多忙な折、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の会議、庄司委員が所要のため欠席ということで御連絡をいただいております。

なお、花崎委員には若干遅れているようですが、追ってお見えになると思います。

事務局のほうですが、松永児童課長は急用ができまして若干遅れてまいりますので、御了解の程お願いいたします。

それでは議事に入りたいと存じます。

議事の進行は、委員長でいらっしゃいます柏女委員にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

お早うございます。年末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

国の予算案も固まったようで、また厚生労働省で検討が続けられています「児童自立支援施設のあり方研究会」も、もう最終報告の研究会が開かれることと伺っております。

また、児童虐待死亡事例の検証につきましても、私は明日現地調査に行くんですけれど、千葉県と同じように死亡事例の現地調査が今始まっています。

千葉県での社会的資源あり方検討委員会の報告書につきましても、過日、皆様方の御協力をいただきまして「中間とりまとめ」それから「論点整理」について、成案を得て、社会的養護検討部会のほうに報告をし、そして11月にホームページに公表もさせていただいています。

実は、ホームページに公表する前に、児童虐待死亡事例の検証報告をマスコミにレクをした訳ですけれど、その時もですね、この社会的資源のあり方検討委員会のほうで検討されるいわば千葉県の社会的養護を必要とする子どもたちのための社会的資源のあり方についてのグランドデザインを作っていらっしゃるというふうに聞いているけれども、グランドデザインの成果に大きな期待を寄せているという記者の方からの御意見をいただきました。

そういう意味で、虐待死亡事例の検証のなかで課題として挙がってきたことも、この委員会のなかで 今後議論を進めていかなければならないということになって、いわば、かなり責任の重さというものを ひしひしと痛感をしている訳ですけれど、今日は、この論点整理と中間とりまとめを受けて、今後の検 討の方向等について、事務局のほうで案を作っていただいておりますので、それらについて確認をしつ つ、そして、基礎資料について御検討をいただこうというふうに考えています。

さらに、次回以降検討していくための、例えば、こんな資料がほしいといったことについて、事務局のほうにお願いをさせていただくと、そのような会議にして今後のとりまとめの方向について確認をする会議ということで、位置づけをさせていただきたいと思っています。

いくつか今日は議題が挙がっておりますけれども、皆様方の御協力をいただきまして、12時までに は終了させていただきたいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

さて、それでは議事に入る前に、今日配布されています資料の確認と説明を事務局からお願いします。 (事務局)

資料の確認

(議長)

ありがとうございました。続いて、**2の報告事項**について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1により説明

先ほど委員長からお話がありましたが、去る 11 月 18 日に児童虐待死亡事例検証委員会での検討結果 を答申ということで、柏女委員長から知事に提出されました。

その後記者会見が行われた訳ですけれど、20ページを御覧いただきたいと思います。

こちらには提言 4 ということで、検証委員会で社会的養護体制の充実とか児童相談所の組織体制の見直しについて、県として引続き検討すべき重要な課題ということで、これを受け引き続き検討していくことになりました。以上です。

(議長)

ありがとうございました。今、20ページのところを御説明していただきましたけれども、知事のほうからも、この虐待の問題というものはとても大切な課題なので、ぜひ検討を続けてほしいというお言葉を頂戴しております。

特に、この委員会のほうで検討すべき事項として挙げられているのは、下にあります 1 ~ 6 までの部分ということになります。

いわば、ソフトの部分というか技術的な部分については、あるいは児童相談所の運営に関する部分については、児童相談所のほうで御検討していただく、あるいは県として御検討いただくことになりますが、1~6については県として引続き検討すべき重要な課題でございますが、したがって、行政機関としての県が検討していくことになる訳ですが、私たちのこの委員会を通じてやっていきたいということでございますので、この委員会では1~6のことについて検討していくことになるかと思います。

1つは、児童相談所における人員配置の問題ですね、これについて考えていくと。

それから2つ目が児童虐待対応専従班、全国的にはかなりこの専従班を設置しているところも増えてきている訳ですが、一方で児童虐待対応専従班を廃止をするというところもあるやに聞いております。 そんな中で、児童虐待対応専従班といったようなものを児童相談所の内部に設置していくことの是非について、議論をしていかなければならないということになります。

さらに、今回の事例検証の中でもあった訳ですが、背後に虐待の問題があるということに気が付かないまま事例が進行してしまうということがございました。

そのことから考えますと、虐待防止の専門的な視点から事例を検討することのできるいわば児童虐待防止エキスパートともいうべき人材を養成し、そしてそれを会議に、例えば処遇会議に参加をさせていくなかで、このケースについては虐待が背後にある可能性がある、したがってこういう点について調査をすべきだといったような提言をしていただくようなそういう人材を配置をしていくということ

はどうなのか。

それから4番目として、児童相談所における組織運営の問題、あるいは事例対応における内部評価ですね、データの集積、調査研究を行うための組織ですね、それらをどのように整備をしていったらよいか、各児童相談所でノウハウと集積があるわけですが、それが共通の理解となっていないというような問題、それから事例の進行管理の問題も挙がっているかと思います。

さらに5番のように、1児童相談所のみでは対応困難な状況に陥った場合、特に虐待が頻発して当該 児童相談所が対応に苦慮するような場合に、他の相談所等から応援体制が得られるようなそんな仕組 みを考えていく必要があるんではないかというようなことでございます。

さらに6番目ですけれども、これがいわばこちらの社会的資源あり方検討委員会の本来業務ということになりますけれども、一時保護所、あるいは児童養護施設や里親、さらに在宅支援サービスを含めた社会的養護体制のあり方、あり方は質と量の両面があります。

今回の検証でも子どもを一時保護しても、子どもの行き先について不安があるということが一時保護をためらわせるといったようなことについての示唆がございました。

ということは、社会的養護の体制そのものが十分に追いついていないということ、これが質・量両面 あるかと思いますけれど、そのことが現場のいわばソーシャルワークを歪めてしまっている可能性が あるということを示唆していることになるかと思います。

そうしますと、その体制はどうなのか十分なんだろうか、今の児童養護施設、乳児院、里親の量的な体制は、今後の虐待の増加等々を勘案した場合に、本当に十分な数に確保されているのだろうか、されているとすれば質の問題ということになりますから、質をどのように上げていけばいいのか、あるいはそもそも足りていないのではないかということであれば、どの位足りないと推計されるのかその推計をしていかなければなりませんし、足りない部分に見合う社会的養護の体制をどのような体制で確保していくのか、児童養護施設を増やすのか、乳児院を増やすのか、あるいは里親を増やしていくのか、どのような体制で対応していこうというのか。

それから、施設に入所している子どもを家庭に帰そうとする場合、社会的資源や在宅支援サービスが十分でないと家庭に帰すことができません。そうしますと在宅サービスというのが十分な数用意されているのだろうか、もし足りていないとするならば、どのようにして整備拡充していったらいいのか、こうしたことも考えていかなければならないのでないかと思います。

こうした点について、この社会的資源あり方検討委員会で検討せよということで、宿題がきております。

これについて、来年の3月から4月までに基本的な方向を取りまとめるという御下命をいただいておりますので、実はあまり時間がないということになるかと思います。

併せて県のほうで、それぞれの施設や児童相談所で、基本方向を御検討いただいておりますので、そうしたことを踏まえながら、検討を進めていきたいというふうに思っています。

このことについて何か御質問はございますでしょうか、よろしいでしょうか、それでは報告につきまして特にないようでしたら、3の議題に進みたいと思います。

今日の議題は大きく二つ、そして一つの中に(ア)(イ)(ウ)(エ) と四つ議題を用意させていただいております。

まず、(1)今後の進め方についてということですけれど、まず中間とりまとめ・論点整理に対する今後の対応についてということでございますけれど、これについて、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

資料4により説明

今後の進め方につきましては、県におきましても児童家庭課内に検討のためのプロジェクトチームを立ち上げ、そこで必要な資料の収集や作成、行政側からの視点からも検討を進めたいと考えています。

答申の提言の中のことについても継続してこの委員会で行っていくと同時に、1月の終わりから3月にかけて現場からの意見ということで、関係機関のヒアリングを行いたいと考えております。

この結果を本文に反映させて、3月~4月に基本的方向(案)をまとめ、4月の終わりごろには公表していきたいと考えております。

(議長)

ありがとうございました。今、事務局の方から今後の進め方ということで御説明していただきましたが、かなりハードなスケジュールになりますけれども、関係機関のヒアリングにつきましては、社会的養護検討部会にも御報告させていただき、御了承をいただいておりますので、我々だけが議論をしていくということではなく、現場の人達がどのような思いでいらっしゃるのかということの御意見を伺いながら、進めていくということで考えています。

どのような機関をヒアリングするのか、今のところ事務局のほうで考えているものを御提案をいただきましたけれども、スケジュール、ヒアリングの期間、内容、全体的な検討の流れ等について、何か委員の方から御意見や御質問がありましたらお願いしたいと思います。

(委員)

中心はやはり県内の施設だったりするんでしょうけれど、資料としては全国ないし近県からということなんですけれど、例えば柏女先生だとかでしたら、海外の事例等でも成功事例のようなものがあったら、ぜひお願いしたいと思います。

(議長)

それは委員の方から、海外の事例についての例えば資料提供とか御説明とか、そういうことができればということですね。

(委員)

どうも近場からだけ集めているような感じがしますので。もっと成功事例として抜本的な取り組みだとかそういうものがあったらお願いしたいと思います。

(議長)

わかりました。それはぜひ御用意していただければと思います。例えば、他県で民営化の話も出ているわけですけど、他県で民営化の現状がどのようになっているのか、確か資料の中にも一部あったかと思いますが、例えば東京都などでは、委員が御存知ですけれどもどのような状況になっているのか。

民営化の動向についての資料とかですね、あるいは論点整理の中にありました小規模化についてどう考えていったらよいのか、他県で進んでいるところはどんなところがあるのか、そうしたことについても、ぜひ資料として御紹介を事務局のほうでいただければと思いますし、また各委員の中から御意見がありましたら、ぜひそのときにですね御提案をお願いしたいと思います。

児童相談所でも例えば虐待対応班、専従班ということがありますが、どのようなところで専従班が 設置されているのか厚生労働省の調査などもありますので、そうしたものをとりまとめていただいて 御報告いただくという形でお願いをしたいと思います。

そんな形でよろしいでしょうか。あと外国の状況についても今日一部、実はイギリスの社会的養護

の実情について、イギリスの実情を御報告いただいて、イギリスと日本が同じ状況になった場合、日本はどの位のキャパが社会的養護が必要になるのかということについても少し検討をする素材としてですね、イングランドですけれども用意させていただいておりますが、そうした外国の状況についてもお知らせいただければありがたいと思います。

その他にございますでしょうか。

(委員)

虐待ということを視点に入れて、もう一回この現場の整理をし直さなければと思っていた矢先に、こちらのほうにも提言の継続検討というのが入ってきて、非常に重くは感じているんですが、今イギリスの話が出たんで、イギリスのリポートって、虐待1件について何千ページのリポートが出るとかというふうに聞いているんですね。

私も拝見いたしまして、やはり虐待って親子関係のその関係性のあり方に問題があると思うし、児童養護とか一時保護所にいて、そこら辺のことは子どもから何らかの話が出なかったのかなと思っていたんですが、現場でその虐待というものを受け止めるともうちょっときめ細かく、虐待の問題の整理があったほうがいいかなと思ったんです。

もし、イギリスの資料があるんであるならば、虐待の整理の仕方についての資料があると、現場で今後どう活かしていくかということについて役に立つかと思って、大変あつかましいお願いなんですが、もしできればお願いしたいと思いました。

(議長)

最近の事件で、名前はちょっと覚えていないのですが、レポートですか虐待死亡事例の検証のレポートですね、手に入りますか。名前をちょっと忘れてしまったのですが、委員覚えていらっしゃいますか。

学会などでずいぶん報告されて注目を集めているものですけれど、日本語訳があったんでしょうかね。 (委員)

それもわからないです。

(議長)

そうですか。ちょっと委員、お調べいただいておわかりになったら事務局のほうにお知らせいただければと思います。

今年の社会福祉学会でも発表されていたような気がしますので、ちょっと調べてまた事務局のほう に御連絡させていただきます。

かなりのものなので、もし翻訳されていなかったら大変かもしれません。

概要の報告だけでも手に入るかと思いますので、それについてはまた御紹介したいと思います。ありがとうございました。その他にはいかがでしょうか。

(委員)

2月の関係機関のヒアリングのことですが、もしできましたら虐待に係っているような例えば病院、 警察、保育所、保健センター、保健師さん、弁護士そういったところもヒアリングの中に含めて行っ たらどうかなと思いました。以上です。

(議長)

ありがとうございます。それではその件については、日程等がうまく作れるかどうかということもありますので、後で日程の案にこれだけヒアリングするときに、どういう日程になるのかということの案も配られると思いますので、それも踏まえた上で可能性があれば考えていくということでよろしいでしょうか。

その他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。次の3番目の議題にそれが入っていますので、 そこでまた検討したいと思います。

それでは、2 つ目で、**イ 児童虐待死亡事例検証の答申を踏まえた対応について**ということですが、 事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

これは、先ほど御説明したとおり、答申の中に提言があり、県として引続き検討すべき課題ということで先ほど委員長から 1 ~ 6までお話していただきました。それについて、今後この社会的資源あり方検討委員会で進めていくと、それから、この提言を踏まえながら、社会的資源のあり方及び県立児童福祉施設のあり方について、基本的方向をとりまとめていきたいというふうに考えております。以上です。

(議長)

ありがとうございます。今、先ほど 1 ~ 6 について検討していくということで説明をいただいて、 私のほうからも補足をさせていただきましたが、この件について何かありますでしょうか。

6点ですね、児童相談所に関する6点ですね、もちろんその他のこともあっても当然いいのですけれども、この件についてはよろしいでしょうか。

(委員)

事例から見た報告書になっている訳ですけれど、周辺どの辺までということで考えると、例えば虐待の発生のメカニズムであるとか、例えば経済的に失業を早くチェックしてみるとか、あるいは新しく引越してきた家族についてはヒアリングをするとか、連鎖の問題でいえば 1 子の出産時にインタビューするとか、そういうことのその発生のメカニズムと対応みたいなこととそれから家庭の復帰というか、そういうプログラムのようなものも必要なのかなと思っているんですが、その辺は今回この範囲からはずしておくという認識でよろしいでしょうか。

(議長)

この件については、もちろん虐待の問題に対応していくためには、色々なところから検討していかなければならない訳ですが、この委員会のほうに付託されたのは提言4が中心なところで、それ以外のところは、もちろんこれから考えていかなければならない訳ですが、現場のほうで行ったり、あるいは別に委員会を立ち上げる、あるいは立ち上げたという話も伺っておりますので、ちょうどいい機会ですので、虐待の対応をするための別の委員会の検討の動向や今後の予定等について、事務局のほうから説明していただければありがたいのですが。

(事務局)

虐待防止対策室ですが、今、委員からお話がありました発生のメカニズムと対応という側面につきましては、虐待防止調査研究委員会というものを立ち上げてありますので、そちらのほうで今検討の対象の範囲に入ってくるのではないかなと思います。

今年度は、虐待に対する県民の意識調査ということで、調査を実施してその中から引き出されたものを、さらに研究調査の中で続けていくことになっております。

それから、家庭復帰のプログラムにつきましても、これはまだ名称がちょっと固まっておりませんが、親子関係支援調整委員会というものを立ち上げまして、その中で、これも範囲がどこまで入ってくるのか委員会の中で決まりますけれど、在宅指導、施設に入った、あるいは里親に委託した児童達、この子達と親との関係をどう調整していくのか、そのあたりについて検討していく委員会を立ち上げます。

1月に第1回を開く予定で今調整しておりますが、これにつきましても、次年度以降引き続いて調査研究いたしまして仕上げていきたいというふうに考えております。

(議長)

ということでよろしいでしょうか。私のほうからひとつお願いなんですが、いくつかの委員会が並行して進んでいくということになりますので、ぜひ、委員からお話がありましたように、いわゆる発生メカニズム等の予防についての検討状況がどうなっているのか、あるいは家族再統合、あるいは家族関係の支援についての検討状況がどうなっているのかということについて、この委員会のほうに随時御報告をいただければありがたいなと思いますし、また私どもの検討状況についても、両委員会とも深く関連することでありますので、受け皿の問題ということでは大きく関連することですので、また御報告をいただき、かつ、そちらからの御意見、こちらの委員会でこんなことを検討してほしいというようなことがあったら、要望などもお寄せいただくような少し連携をとりながらやっていくような形で進めていければというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、**ウ 関係機関に対するヒアリングの実施について** 事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今、資料を(「今後の検討委員会及び関係機関ヒアリング実施予定表」(案))お配りしておりますが、 先に各委員に、来年1月から3月までの御予定を伺った訳ですが、それと併せて、開催日及びヒアリン グの日程等の事務局案を、御説明します。

ヒアリングと検討委員会の開催日を兼ねたものです。まず、1月31日は富浦学園、生実学校、乳児院、最後に委員会内の意見交換を予定しています。

1回につき3つの施設のヒアリングを行いたいと思います。1施設につき30分、まず施設側からの説明を20分、質疑に10分の計30分を予定しています。

2月17日は児童相談所を2回、県児童福祉施設協議会そして意見交換,2月23日は里親会、里親型ファミリーグループホーム、児童自立援助ホーム、3月2日と23日は検討委員会で、こちらで基本的な方向をまとめていければと思っています。

ヒアリングの内容ですが、富浦学園、生実学校、乳児院につきましては既に検討を依頼しこちらにあがってきているところです。

児童相談所につきましては、先ほど答申の中にありました提言4の1~6に基づいて検討していただくことをお願いする予定です。

残りの千葉県児童福祉施設協議会、里親会、里親型ファミリーグループホーム、児童自立援助ホームにつきましては、 「千葉県における社会的資源のあり方について論点整理」で言及されていることに対する意見、 千葉県における社会的養護体制充実のためにどういうことをしたらいいかということに対する意見をいただきたいと考えています。

来年早々にこちらから各機関に依頼する予定で進めています。以上です。

(議長)

来年早々に依頼をするということですので、内部の 3 つの児童福祉施設、児童相談所は以前から御存知のことではありますが、その他のところには今後という形になると思います。

また、日程調整等は可能かと思いますし、またヒアリングの対象を変えていくことも可能だと思いますので、御意見がありましたら出していただければと思います。

先ほど、委員から病院、警察、保健センター等ということで、いわゆる在宅サービスに携わっているその中の機関からのヒアリングもあったほうがいいのではないかというお話がありましたが、その件についてはいかがでしょうか。

時間的に一杯なので、もし検討するとすれば、里親会と里親型ファミリーグループホームのところを、例えば30分という形でお願いして、そこに県内で要保護児童対策地域協議会などを設置している 先駆的な自治体・市町村からお話を伺うというのも、一つの手かなとは思いますけれど、委員いかがですかね。

(委員)

できれば、ヒアリングという形よりは、簡単な記述式アンケートでいただくという方法もあるのではないかと思います。

病院や警察などの機関からは項目を決めて書いていただいく形で、検討のときに役立てる形でヒアリングそのものはやらないという方向もありかなと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

どうでしょうか。

(委員)

何かの場でヒアリングでなくとも、関係機関の意見とかがこの際聞けるような仕組みが取れればいいなと思っています。

(議長)

他にはいかがでしょう。

一つの考え方としては、2月17日が児童相談所関係、これは1時間位時間があったほうがいいのではないかと思いますが、その後に例えば先駆的な市についてヒアリングをして、いわば相談援助体制のことについて議論をこのあと短い時間ですけれど行って、ここではそうした相談援助についてのヒアリングと市町村でやる在宅福祉サービスの整備状況がわかりますので、そうしたことをやって、そして2月23日に里親会、里親型ファミリーグループホーム、そして県の児童福祉施設協議会、児童自立援助ホームということで、社会的養護に関する部分を、受け皿のほうを中心にヒアリングするというやり方もありかなと思いながら委員の御意見を伺っていたんですが、どうでしょうか。

事務局のほうは何かありますか。

(事務局)

今の段階で事務局としては、在宅のほうも視野に入れてやっていくべきかなという御意見はご尤もと 思いますので、この中に先駆的な要保護児童対策協議会等でシステムとして活躍している自治体を組み 込んでいきたいと思います。

(議長)

はい、それでは、先駆的な自治体についてヒアリングの中に加えることで事務局のほうでもお考えいただけるようなので、委員の意見を活かして、できればそれをしていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

はい、もしかしたら、里親会と里親型ファミリーグループホームのところが御一緒にという形になるかもしれませんが、また事務局のほうで御相談をしていただくことにしたいと思います。

ではこのようなスケジュールで考えていきたいと思いますが、他にはよろしいでしょうか。

かなりタイトなスケジュールになるかと思いますけれども、ぜひ御協力をよろしくお願いいたします。それでは、第3の議題を終えまして、次に、**エ 社会的資源の質と量について** ですが、先ほど申し上げました虐待死亡事例検証委員会のほうでも、この施設や里親さんの体制が現場の実践に影響を与える可能性等も示唆されたりしておりますが、こうした動向を踏まえて、ぜひ千葉県の現在の社会的資源の質と量について考えていただくために、事務局で資料を用意をしていただきましたので、それについ

て簡単に説明していただいて、その上で御意見を頂戴する時間を 30 分程とれればいいかなと思いますが、30 分以内で御説明していただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

今回、皆様に基礎資料としてお示ししたものは、バックデータとか全国との比較等をとりまとめた ものです。資料の中には県で調査したものだけではなく、厚生労働省の会議資料や他県の調査結果等 も活用させていただいております。

それから前回までの検討委員会で付けた資料も再度添付しています。単純な比較表になっていますが、今後は、近県等ポイントを絞ったものと比較したものを順次作って、提出させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

資料5により説明

(議長)

貴重なデータを御紹介いただき、ありがとうございました。

先ほどのお話ですと、課内に、県庁内にいわば事務方のプロジェクトチームをつくって、さらにこうしたデータの細分析を進めながら検討していくということでございましたけれども、皆様方から残り30分程度時間をいただきまして、今後の千葉県の社会的資源の中でも特に社会的養護のあり方について、この資料とそれからこれまでの論点整理、あるいは中間とりまとめの方向も踏まえながら、御意見を賜りたいと思います。

最初に私のほうで今お話を伺った上で、千葉県の特に社会的養護について簡単な傾向を抽出してみま した。

一つは、全国ベースでは、細かな分析をした訳ではないのでこれからということになりますが、里親活用度は全国平均ということになるかと思います。特にこれは里親型ファミリーグループホームが2つあることも影響しているかもしれませんが、里親の活用度は全国平均。

施設については、小規模化が遅れているということですね。この傾向がいいか悪いかは今後の検討というところですが、小規模化が進んでいないという状況が一つ指摘できるかと思います。

それから、施設が満杯と言う状況も指摘できるかと思います。

さらに、情緒障害児短期治療施設がない、平成18年度には2/3の都道府県で情緒障害児短期治療施設が設置されるということになる訳ですが、千葉県には計画がないということも特徴になるかと思います。

それから、県立施設についての委託、委託についてのデータはありませんでしたが、移管や移譲が最近進んでいるということです。これについては全国のデータをいただきたいのは、県立と委託と移譲と3つについて、全国のデータをもし可能であればいただければありがたいと思いますし、最低限近県のものについてお願いできればと思います。

それから、児童相談所関係でいえば、虐待の件数が全国平均よりはまだ低いということですね。つまり、ますますまだ増える可能性があるということになるかと思います。

全国平均よりも虐待件数が千葉県は低いと、若干ではありますが低いということです。

それから、児童福祉司の配置率が低いということですね。もちろん交付税上の基準は満たしておりますけれど、その中でも低いということです。それに比べて、一時保護所の定員は若干ですけれど近県に比べて多いと、特に18年度からは多いということです。

この辺は、戦略的な問題が、児童相談所のあり方について検討していくときに一時保護所の職員の数は細かくみてはいませんが、児童相談所という全体のキャパの中で一時保護所の職員を多くすれば、同じ人数だけでやれば児童福祉司の人数は少なくなる訳でして、その辺は児童相談所が一体千葉県の中で

何に重点を置くかということにも関わってくるだろうと思います。

これは、一時保護所の平均一時保護日数の問題とも絡んでくるだろうと思います。

そうした傾向が、全体の動向からは見られるのかなと、アバウトなところですけれども、こうしたことも踏まえながら、ぜひ各委員から御意見を頂戴したいと思います。

(委員)

わからないので質問が主になってしまいます。

一つは、32ページの一人当たりの月額費用ですけれど、富浦学園、県乳児院は一人当たりの月額費用が高い訳ですけれど、科目でみるとどういうことで高くなるのか教えていただければと思うのですが。 一人当たり富浦学園ですと45万円、県乳児院ですと95万円ということになっていますので、他の施設と比べて著しく差がありますよね。

(事務局)

これはですね、第2回の検討委員会で県立施設の基礎データということで、人件費がどれくらい占めるかというものをお示ししたと思いますが、この決定的要因は人件費の差が一番多いかと分析はしています。

(委員)

乳児院の配置が子ども 1.7 に対し 1人なんですね、それで増えてしまう。それからもう一つは、看護師の給与が保育士より若干高い、だから児童養護は保育士を基準にしているんですかね、指導員のほうが高いというか、職種によって給与差があるので、乳児院は看護師の給与が高いかなと思います。あとは、経験年数でかなり差がつく。

民間と県との差というのは、千葉県の場合はよくわかりませんが、乳児院がものすごく上がってしまうのは、子ども1.7に対し大人1人、それが0歳ですね、1~2歳が2対1になりまして、3歳以上が4対1になっていくんですけれど、あとは6対1ですからそこら辺で人件費の差が大きく出るということだと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

里親と比べものにならない。

(委員)

貴重なデータをいただいてよくわかってきたんですけれど、これから私達が検討すべき課題を考えていくときに、例えば、17年度までの数値ではなくてこの先の予測がないと、例えば虐待件数とか虐待児童数とか、いわゆるこれから施設を運営していくのは、何年も5年とか10年とか継続してずっとやっていく訳ですけれど、その先は一体どういうふうになっていくのかという、いわゆる需要のデータをいただければいいかなと思いますが。

(議長)

今後の需要予測についてのデータということですけれど、分かりうる範囲で、もし何かございました ら、何か事務局のほうでいかがでしょうか。

(事務局)

今後の需要予測ということでございますが、これは事務局も頭を悩ませている問題でして、この基礎 資料にも断片的にお示ししたように、千葉県の人口の伸び、児童人口の伸び、そして虐待発生の件数、 要保護児童の発生件数等あらゆるデータを駆使して将来予測を出すしかないのですが、この点につきま して正直なところ、委員の皆様の専門的な知見で、 絶対的にはずせない要素はこれだというものをお示しいただければ大変助かると思いまして、今苦慮している最中でございます。

(議長)

ありがとうございます。いかがでしょう。

(委員)

東京の予測値と現在を比較したら、やはりブレはありました。私は、今の日本の社会の急激な変化というものを予測できないところに混乱があると思っているのですが、乳児院に来る母親が非常に精神疾患が増えて、自殺ケース等が増えてきて、そこから来る虐待が増えてきたんですが、ここ3~4年ですね。

一体何だったんだろうということで、私はデータ的にきちんとしていないのですが、子ども時代にゲームがはやった世代かなっていうのが一つあります。

子ども時代にどういうふうな育ちをして大人になるかというと、そこがやっぱりすごく大きな問題かなと思うんですが、新人類であるとかいろいろキャッチフレーズができた子ども達が、子どもの頃問題を起こしてそのかたまりで大人になっているんですね。

予測からすると、私が今非常に懸念しているのは、今問題を起こしている子ども達ですね。人との関係が持てない、コンピュータで操作はするけれど、相手に合わせて柔軟に反応ができないような文化をもって大人になってしまうと、出産を機にまたコミュニケーションができない、柔軟に相手に合わすことができないから、赤ちゃんの泣き叫ぶ声とか夜のリズム、昼のリズムができる前の育児が困難になってしまうとか。

その辺の問題が続くとなると、私はやはり虐待は増えるのかなと思います。ただ、千葉県の場合、漁村あり、農村あり、都市部ありで地域社会の違いがどうやって今後構築されてくるかということは、よく分からないですね。

今の子ども達が大人になったときどうなるのかということの予測は、あまりなされていないと思うのですが、前にシカゴのデータか何かでシカゴを中心にした予測のデータを見たものですから、なかなか社会学で見事なものがあったと思います。

日本全体では、やはりコミュニケーションを持てない子ども達というのは一つのテーマと思いますが、 コミュニケーションができないことは人との関係で自信がないから、思春期で自己が確立できないんで すね。

自己が確立できなくて親になってしまうと、育児不安になるんですね。育児不安になってそれが虐待 の温床になっている、あるいは精神疾患の温床になっているようなものを、感じております。

こういうものは検証されている訳ではないんですが、今の状況からみて、景気は回復したから虐待は減るのかなと思ったんですが、景気は回復してるんですけれど、経済の二極化が進んで今までの7~8割を占めていた中産階級がドロップアウトしてますでしょ、そのストレスってすごく高いと思います。

単純にドロップアウトするんではなくて、そこで家族の分裂があったり、精神疾患が生じたり、その 結果ドロップアウトすると思うんですけれど、そのドロップアウトが続いている限りは虐待は減らない かなと。

だからコミュニケーションの問題と経済構造の問題と両方でそんなものを感じているんですね、ただ、これは私が東京に住んでいるからなのか、東京の乳児院を中心に見ているからなのか、そこはちょっとよくわからないです。

千葉県では、ぜひ地域社会というか地域差に着目して、各地域ごとにいい施策を立てていただければ と思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。私がひとつそれについて思うのは、今、委員がおっしゃったように、なかなか将来予測をデータとして作っていくのは非常に難しいので、操作的に定義をして需要予測をみるための、今後の予測をみるための一つのデータというものを規定してしまおうというふうに考えたほうがいいのかなと思います。

一つは、全国平均ですね。もちろん千葉県が平均値をとらなければいけないということはないんですけれど、全国平均からみてどうかと、私が先ほど申し上げたのはそういうことですね。つまり、小規模化が遅れているというのは、むしろ大規模化でいくという議論をここで出すならばそれはそれでいいんですけれど、そうではなくて小規模化に進むとするならば、小規模化を今後進めていかなければいけないだろうと。

全国平均と千葉県を比較するというのが一つの方法であるだろうと思います。

二つ目は、近県の動向ですね。例えば東京を中心として神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、静岡県 まで含めるかどうか別にして、そうしたところがどういう状況にあるのか、東京も含めてですね。

そのことについての動向をみていくと、これが進みますと都市部の動向ですから、三大都市圏の動向ですから関東県の動向なので、もちろん千葉県の特徴はあるかもしれませんが傾向はみていくことができるだろうと、そこから千葉県の目指すべき方向、充実すべき方向を見出していくというのが一つの方向ではないかと思います。

全国の動向でいえば、もう一つは委員がちょっとおっしゃたことと関わる訳ですけれど、需要を増加させる要因と減少させる要因というものをみていくということになるかと思います。

例えば、今回の厚生労働省の予算案では、施設から大学進学する場合の支度費ですか、それを予算案に組み込んでいたと思いますが、そうしたことを考えると、今後、大学進学率がもしかしたら児童養護施設や母子生活支援施設で増えてくるかもしれない。そうすると、施設について増えてくることがあると、施設が満杯になることを増加要因として施設の定員を増やすということの増加要因となる訳です。

それからもう一つは、例えば家族再統合と家庭復帰が増えていくということが、今後考えられればそれは減少要因につながると、こうしたことを出しながらどの要因が高いのかということを見ていくという、増加要因と減少要因を見ていくというあげ方もいいのかなと思っています。

そんなことを考えながら、データを出していただくと方向が見えてくるのかなと、もちろん先ほど言いましたように、例えば児童相談所であれば虐待の件数が今後増えていくというふうに予測されたとしても、児童福祉司を少なくして一時保護所を充実するという方向を千葉県が採っていくことも可能ですけれど、これが現実的かどうかですね。

他県は一時保護所を減らしてフィールズワーカーを増やすという方向に、近県の動向ですと埼玉県とか神奈川県をみるといっている訳ですが、どちらの方向を選ぶべきなのか、それは千葉県の児童相談所のあり方を考える戦略として考えていくことができるだろうと思います。

私のほうからはそんなデータを用意していただければと思っています。他にはいかがでしょう。

(委員)

ずいぶん整理されてきたかなと思いますが、私は委員のほうからはコミュニケーションそれから経済 構造というのが出ましたけれど、もう一つはやはり家族みたいなことかなと思うんです。

離婚であるとかステップファミリーというんですか再婚していくとかいう中に、やはり問題があるんだろうと思うんで、それから千葉県の場合には、新しく引越してくる人達に虐待が多いとかそういう要素もあるのではないでしょうか。まあ、引越要素といいますかね。プラス失業であるとか貧困の問題もあるかもしれませんけれど。

やはり委員長がお話されたように、予測の対応ということでは三つ位 A、B、C 位選択し、常にどちらのほうに要素が動くのか需要予測が完璧に出るとは思えませんので、対応の仕方としてレベルを決めておく、それが違ってきたら次の戦略というか選択していくというようなことがいいのかなと思いますし、それから需要予測の問題と施設であるとか里親であるとかの対応の問題と、これはやはり二つに分かれるであるうと思いますので、需要予測の問題は、できれば何か研究機関みたいなところがあればいいのでしょうけれども、残念ながら非常に学際的なんだろうと思うんですね。

ゲームの問題、世代の問題なんか出ますと一つの学問領域に止まらない気もしますが、何かこう研究として需要予測はされるんじゃないか、行政としては予測の立て方をレベル化する、具体的な対応としては施設をどうするのかというようなことが出てくるのか、まあ問題を整理したような気がしますけれど、以上です。

(議長)

委員どうぞ。

(委員)

予測というと非常に広範になって、本当に専門的な学問的な高度なレベルだと思いますが、私は、例えば里親を増やそうとか家庭的養護を促進しようという方針をまず出して、それを実施するためにどんなことが予測されるのかというふうにやっていったほうがいいかなと思うんですが、私は里親養育に関しては、今若い親達が里親になる力がどれくらいあるのか、言い方が悪いんですけれど、すごくがんばる里親さんもいらっしゃるんですが、かなりもう意識が変わっていますね。

やはり、目的をもった里親さん、虐待をやりたいとか今までみたいに家族という絆をすごく大切にしてきて、包容力のある里親さんという里親さんから里親像が変わってくるのかなと思うし、逆にそこに合わせていかないと制度が伸びないと思うんですね。

だから、例えば家庭的養護を促進しようということであるならば、やはりその目的に応じて、それが実現可能になるかどうかという観点からの予測をまず考えていったほうがいいかなと思うし、里親さんをトレーニングするんだったらどうしたらいいかとか、逆にそのためには何が必要かとかそういうふうに考えていったほうが、まだ実施可能かなと思いました。

(議長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

里親開拓というのが非常に重要なテーマだろうと思うんですが、委員が指摘されたように、目的をもった里親といいますか非常に今までですと、養子縁組を希望するようなところから目的をもったというところにいくんですが、どうも千葉県の場合にはそういう意味では後進県かなと思いますね。

非常に未だに養子縁組希望、子どもがいないのでというようなことが、しかし子どもを委託されてみるとそこからじゃあ虐待の子どもはというふうに、こう変わってくるので、それはうれしいことなんですけれど、里親開拓のあり方として非常に目的を持った里親が開拓されていくような成熟段階に至っていない、というような問題が千葉県の場合はあるだろうと思います。

ついでにということで言えば、先ほど生実学校の話がありましたけれど、中学生が中心であったりするので、この辺の話を聞きたいなと思っていたんですが、先日、ふれあい家族というのを千葉県でやっているんですが、児童養護施設とそれから子ども達を夏や冬に里親のほうにお預かりし、家庭生活を体験させるというようなことをやっているんですけれど、その制度に生実学校が参加したいということで里親会としてはいいでしょうということになっているんですが、里親からすれば本当に私達の手に負えるんだろうかというと問題ですけれど、小学生ではなくて中学生が中心というようなことも書いてあり

ましたし、そういう面ではこの辺は全く経験していない分野ですので、力量を持った里親さんがやるということがいいんでしょうけれど、これまでですと、力量のない登録したばかりの里親さんが、ふれあい家族ということで参加していくので、ちょっと里親会としては OK したんですが、どうやって手を付けたらいいのかなとそういう思いを持っております。

(議長)

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(委員)

事務局から御説明していただいた資料の中で、もう少し知りたいなと思ったところが2か所ほどあるんですけれど、例えば、12ページの乳児院の入所理由別児童数というのがありますが、ここでは父母の性格異常・精神障害といったところがかなり多いと、そして20ページの養護施設の入所理由別児童数では、父母の虐待・酷使、放任・怠惰そういった虐待に関することが多いように伺われますが、こういう子ども達が数字にはここに表れないような、例えば、誰が最初に見つけて誰が機関に通報して、どういうルートで一時保護がされたり、養護施設あるいは里親に委託されたり、どういうルートに乗って福祉のほうに結びついたのか、仕分けられるようになったのか、そういったところとか、あとは乳児院なり養護施設なりがどういう形で対処していくのか、というようなところを、もう少し詳しく把握したり研究することによって、一番最初にお話がありました答申の20ページの提言の4が私達の委員会のことですけれど、これからの児童相談所の虐待専従班の設置とか今後のサービスのあり方の関することを考える上で役立つのではないかというふうなことを思いました。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございます。実はですね、こうした詳細な検討に当たっては、今のお話もおそらく データとして出る場合は、事例のような形で出していただくようなことになるのかと思いますが、そう しますと、今は公開の検討会ですので、なかなか議論ができにくい状況にあります。

そこで、今後のあり方にということで少し提言をさせていただこうと思っているのですが、例えば、起草委員会方式のような形でやっていく中で、そこでは事例を検討したりですね、あるいは少しいわば経営・運営面のですね、なかなか実態としては表に出にくいようなあるいはプライバシーの問題とかあるような問題について、起草委員会のような方式で、少し内部の議論をやれるような場が作れないだろうかというようなことを少し考えておいたほうがいいのかな、そういうところで例えば、今、委員がおっしゃったようなものについては、提供していただくというようなことで考えたいと思うんですが、いかがでしょうか。

全体的な動向がもし分かれば、出していただくことも可能かと思いますが、例えば県立乳児院の事例というようなことになりますと、かなり特定されてしまうので、いわば精神障害の事例ということになりますとかなり限定されてしまうので、なかなかこの公開の場では出しにくいのかなという感じがちょっとしていますので、申し訳ございませんが、そんなことで検討していきたいと思っていますので、あとからまた提案させていただきます。

他にはいかがでしょう、はい、どうぞ。

(委員)

今年、児童福祉法が改正になっている訳ですが、11ページですか「乳児院における年齢別在籍人員」ということで、0歳、1歳が圧倒的なんですけれど、改正法でいうと6歳まで乳児院で養育できるようになったというようなこともありますし、あるいは児童養護施設で乳児院の扱いができるというようなことになっていますけれど、行政としてどのようにお考えなのか、乳児院で学童前までどのような体制をとっていくとか、そういうことをお考えなのかどうかを、ちょっとお聞きしたいと思っています。

(議長)

その辺、いかがでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、確かに法改正になっておりますが、現時点ですと受け入れる施設の側の職員配置ですとか設備等、受入態勢の問題もありまして、現在県が所管している2つの乳児院では、就学前までの子どもまで入所させるという意向ではないと、性急に対応すると法改正に対して動くという動きはないと、といっても公立が1つなんでこれは県が決定するんですが、体制として未だそのゆとりがないということが正直なところで、当面改正前のとおり、2歳の線で対応していく基本線で今おります。

(事務局)

これからの方法なんですが、やはり子どもを視点として考える必要があるのではないかと思っていまして、例えば兄弟とかですねそれぞれのお子さんの状況に応じてですね、乳児院でいくのかあるいは児童養護施設でいくのか、そういった観点で考えていくということになると思います。

(議長)

例えば、9ページを見ていただきますと、今事務局の御説明の関係ですけれど、乳児院の定員を見ますと千葉県が50名なんですね、東京の1/10以下です。

埼玉県の1/4位ということで、この状況だと学齢児まで置いておく余裕がない、つまり2歳になった途端にですね児童養護施設にお願いをしないとやれる状況ではないと、そういう意味では学齢までということを考えるのならば、乳児院の増設、定員増というようなことも併せて考えていかないと、あるいは里親という線もありますけれど、考えていかないと現実的には無理だということなんだろうと思います。

そうしたことも含めて、社会的養護のキャパをどうするのか、量的な拡充をどうするのかということ を考えていかなければいけないのかなと思います。

ありがとうございました。委員どうぞ。

(委員)

東京でも去年法改正が12月3日にあって、各施設とも設備的に幼児を養育できる状況ではないという話だったんですね。

そんな中で、今年度どういう状況かといいますと、児童養護施設の幼児がもう一杯なんですね、一時保護所が一杯で、2歳児あるいは3歳児がどっと乳児院に流れ込んできたという状況です。

だから、千葉の都市部が東京と似たような現象を起こすとなると、設備がないとかそういうことを言ってられないですね。虐待された子を放置できないことになると、法改正できたんだから家庭復帰の見込みのある子はとにかく乳児院で、その位の流れですね。

そんな中でもとにかく里親委託をなんとかということなんですが、はっきりいって東京の場合それについていけないという状況です。

東京は前はがらがらだったんで他県が一杯のときとか、埼玉県、神奈川県、千葉県から お預かり していたんですが、もう東京の子でほとんど一杯になってしまった。

なおかつ、近県を見回しますと埼玉県が富士見が増設して、神奈川県が川崎で1か所できて、千葉県でも乳児院をもう1か所増設しましたよね。

そういう中でそうなっていることなので、委員長のおっしゃるとおりキャパの問題が気になります。 (議長)

はい、ありがとうございました。

全体的なキャパを増やすということについては、早急に考えなければいけない状況で、里親について

も今の委員のお話ですと、委員のお話に見られるように、いわば将来の里親を増やすことはいいけれども、里親を増やすということについての増やす要因を考えると、なかなか難しい状況もあるぞというお話ですので、里親についても例えば増やすならば、目的を持った里親つまり職業里親のようなですね、制度を思い切って作ってしまうというようなことまで考えていかないと難しいのではないかというようなこともあって、かなり厳しい状況かなというのが委員のお話や資料から見えてきたことかなと思います。

他にはもう時間的にもうしばらくですけれど、何かございましたら委員いかがでしょうか。こんな資料があったらどうかということも含めてで結構ですから。

(委員)

人員配置等を考えるときにですね、これは公開ではできないかもしれませんが、一人の職員さんの労働時間とかローテーションのやり方とか、そういうのは私たちが考えなくてもいいのかもしれませんが、私はちょっと労働条件みたいなことも気になるので、もしあればありがたいとかなと思います。

(議長)

はい、これはぜひ出せるのではないかと思います。国のほうでも私どもで調査をいたしましたので、つまり虐待の件数にかかる時間的な割合ですね。障害の1件を、障害にかかる児童相談所の件数の時間を1としたら虐待は12.いくつだったと記憶していますが、つまり12倍の時間がかかるわけですね。虐待の件数が1件増えることと障害の件数が12件増えることは、児童相談所の全体的な時間としては一緒だということのデータが確かありますけれど。

そうしたことも含めてですね、児童相談所の勤務の状況はどうなっているのか、全体的にこれまで3回私ども経年調査をしたのですが、3回とも児童相談所の職員の勤務時間は増えておりますので、児童相談所の大変さは非常に多くなってきているんだろうとは思いますが、そうしたデータなども全国統計と、もし千葉県の中で出せるのであれば、例えばタイムスタディなど渡していただいて御報告していただければありがたいかなと思います。

委員いかがでしょうか。

(委員)

確かに、家族制度がなくなって核家族になっていますので、それから確かに虐待を受けた親が当然子どもに虐待というのはもともとあることですよね。ですから、これ予測するということは非常に難しいですね。

何でもありで、犯罪が毎日のように起こるということになりますと、虐待されていく子どもはかなり 多くなっていくんではないかと思います。

やはり、こういう数字を見てみると、里親制度を充実して多少里親さんに優遇する面も考えながら、 愛情をもって育てていただくような方法をとったほうがいいのかと、といいますのはこの施設のあり方 ですけれど、先々の予算がないからこのままでいくわけですよね。このまま増設するわけでもなし。

(議長)

という提言を我々がするという、つまり増設すべきだと。

(委員)

提言しても予算面でどうなんでしょうかね。

(議長)

そこはメリハリのつけ方ではないでしょうか。私達が世論を県民の意見をどう盛り上げていくのか、 ということにかかってくるのではないかと思いますが。

(委員)

私はやはり施設を回らしていただいて、本当にみじめなといいますか、おそまつな施設がたくさんありますね。

そういう施設を何とかしていただきたいなと思って、やはり育つ子どもにとってみれば環境が一番大事ですから、あまりひどいところでもすし詰めで、何か人間としての扱いではないようなところを見たりしますとね。本当にもうちょっと何とかしていただきたいなというのが本音ですね。

(議長)

ありがとうございます。ぜひ、そういう子どもたちは声を出すことができませんので、そういう子ども達の声をですね、私たちの委員会が千葉県の社会的養護のあり方をですね、提言をすることによって予算の配分を、国のほうでもいっています、高齢者に対して出しすぎている予算の配分を児童に回すべきだという提案も出ていますけれど。

千葉でもそういう方向をですね提案をしていってもいいだろうというふうに思いますし、いわば優先順位のかけ方ということになると思いますので、優先順位を上げるべきだと私どもの委員会としてですね、ぜひそうした子どもたちの声を代弁するためにもやっていかなければ、この委員会をしている意味がないのではないかというふうにも思いますので、そうしたところをぜひ提言をお願いできれば、御協力をお願いできればと思っております。

ありがとうございました。

(委員)

素朴な質問ですが、42ページの英国の処遇を調べたものがありますけれど、その中で里親が6割ということですけれど、非常にちょっと気になるのはその他が2割なんですね。

何だろうかということが最初からあったんですけれど、社会的資源を考える上で、この2割というものの中身を知らせていただければ、何かヒントになるようなことがあるのかなと思ったものですから、 里親入所、養子縁組、その他に2割あるということはどういうことかなと思っています。

(議長)

事務局のほうでわかりますか。

(事務局)

43ページにその他ということで同じような表があるんですけれど、そこに親許託置を含むとあるんですけれど、これは今どういう意味かわかりませんが。

(議長)

そうです。この親許託置のほうを入れています。いわば、日本でいえば平たい言葉でいえば、児童福祉司指導みたいなものですね、親許でケア付きで、いわば支援付きでやってくださいというようなものです。

児童ホームで2001年のところに一番新しいものが出ていますが、児童ホームと他の入所施設で約1万人位、里親託置が約4万人弱ということですから、この位の割合なのかなと、つまり施設入所が25%、里親が75%というのが英国の全体的な動向かなということです。

これはあれですね、英国の NSPCC のホームページから取り出していただいた資料ですよね。最新の英国の NSPCC 児童虐待防止協会というようなところですが、そこが登録制をとっていて、全国データを出しておりますので、そこのホームページ英文資料を翻訳をしていただいて、用意していただいたものでございます。

(委員)

もちろん、今日ではなくて結構ですけど、親許託置と読むんでしょうか、新しい見慣れない言葉があるんで、何か社会的資源のあり方の中で、親許で何かできるというのは大変すばらしいことじゃないか

と思うし、全くわからないまま提言するのも何でしょうけれど、調べていただければありがたいと思います。

(議長)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは12時になりましたので、この辺で議論を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。それでは次の議題の**(2)その他**ということですけれど、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

次回以降の日程の決定及び今後の実施体制についてということですが、次回以降の日程につきまして先ほどヒアリングの中でもお示ししましたが、1月31日、2月17日、2月23日、3月2日、3月23日に、ヒアリングと併せて検討委員会を予定していますので、御出席よろしくお願いいたします。

実施体制の件ですが、今後検討していく上で児童相談所の関係がかなり多く比重を占めてくるということで、事務局としては、あり方検討委員会の委員の中に、児童相談所の関係で精通した委員を1 名程度増員したいということを検討しているところです。

(議長)

はい、ありがとうございました。児童相談所に精通した委員を1名増員をした上で今後やっていきたいということで事務局の御提案ですけれど、御承認いただけますでしょうか。

はい、ぜひよろしくお願いしたいと思います。1名でも2名でもそうした検討の力が強化されること はありがたいことですので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、次回ということですけれど、ヒアリングがいよいよ始まることになります。

次回は富浦学園さん、生実学校さん、県立乳児院さんから御報告をしていただくことになりますので、今日事務局としてお見えになっていただいておりますので、私からもよろしくお願いしたいと思います。 ぜひ、県立児童福祉施設のあり方の中間とりまとめについてどう考えるのかという視点、あるいは県立施設でございますので、県全体の社会的養護のあり方についてどう考えるのかという視点も含めて、 ぜひ20分という短い時間ですがお願いしたいと思います。

できましたらペーパーを御用意いただいて、もし早目にいただけるのであれば、事前にお送りいただけると目を通してこられるのではないかと思いますので、事務局のほうで御勘案いただいて、もし早目にできるのであれば事前にお送りいただいた上で、お願いをしたいと思っています。

3 つの施設については、ヒアリングのときはこの席で平場でやりたいと思いますし、終わってからはいわばオブザーバーとして御参加してお聞きいただければと思っています。

児童相談所についても同じなんですが、他の施設・協議会についてもこの委員会は公開ということになっておりますので、ヒアリングするときはこの場で一緒に議論をして、その後は傍聴席のほうで可能ならば聞いていただくことも構わないということで、よろしゅうございますか。というようなことで進めていきたいと思います。

なお、このヒアリングは公開ということでよろしいですね、公開ということで進めてまいりたいと思います。それからですね、私のほうから今日の資料ですけど、ぜひ今日お休みの委員に早目にお送りいただいて、今日の議事録を我々のほうに直してくださいというのがきますけれども、その時にですね二人の委員にもお渡ししていただく「まだ手直し前ですよ」ということをお伝えしていただいた上で、お渡ししていただければと思います。

今日の議論を踏まえた上で、早速ヒアリングに入っていく形になりますので、今日の議論の状況にな

るべく早目にお伝えしておききたいと思いますので、よろしく御配慮お願いいたします。

それから、来年度以降の話なんですけれど、ちょっと委員の方に今日決める必要はないんですけれど、 私のほうとしてこんなふうに考えているというちょっと御提案なんですが。

基本的方向のとりまとめまではこの体制でいくと、例えば児童相談所のヒアリングのときまでには新しい委員が参加してくださることを願っておりますけれども、具体的な来年度以降の本格的な検討という中では、少し児童相談所関係の議論とそれから社会的養護、児童相談所だけではなく在宅福祉サービスの相談援助関係の議論と、それから社会的養護の議論が少し分けて考えていったらどうだろうかと、起草委員会のような形で、最初に基本方針を確認した上で自由な議論をそこでやる。

場合によっては、県立施設のほうも平場で入っていただいて、そして議論をして、一定程度方向性が出たら、またこの合同部会をもってやっていくというようなやり方をしていけないかなというふうに考えているのですが、何かこの場で、それはあまりよくないんじゃないかとか、それがいいと思うとか御意見ございますか。

今日決める必要はないんですけれど、そんなことを方向として考えたいなと思うんですですが、ございますか。

(委員)

もっと身軽なというか当事者だけでいいんですね。事務方の皆さんも正式だと集まっていただきますけれど、そうじゃなくて当事者だけの小さな自由に話ができるそういうイメージでしょうか。

(議長)

それでも構いませんが、やはり事務局のお手伝いがないとなかなか難しくはありませんか。

(委員)

そうですけれど、皆さんそろっていただくというようなことになるのか一部の方で。

(議長)

それは事務局が全部におつきあいすることは難しいかもしれませんので、例えば児童相談所のあり方の時には児童相談所の担当の方とか、というような形になるのかと思いますが、あるいは場合によっては委員だけということもあるかもしれませんけれど、それは委員会の中で決めていけばいいかなと思います。

いずれにしても、記録をとったりすることもありますので、公表するか否か別にして、事務局の方には議論の中身を知っていただくほうが、私はいいのではないかと思いますけれど、よろしいでしょうか。 来年度以降の議論の進め方ということについて、少し頭の中に置いといていただければありがたいなと思います。よろしいでしょうか。

ないようですので、以上で本日の議事を終了させていただきたいと思います。

委員の皆様の御協力に感謝申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局)

委員の皆様には、長時間の御議論ありがとうございました。

これをもちまして、第5回の検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。